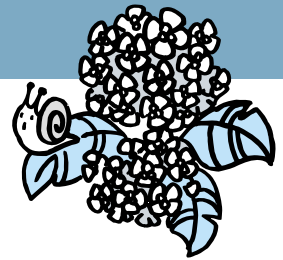




男女共同 参画プラン

～男女がともに生き ともにつくる社会の実現に向けて～

昨年3月新たに策定した「白岡町男女共同参画プラン」の取組の状況を、5つの基本目標にそってお知らせします。



このプラン推進のため、住民の皆さんで組織する「しらおか男女共同参画推進会議」と、町職員で組織する「白岡町女性政策庁内推進会議」を設置し、住民と行政が一体となって共同参画事業に取り組んでいます。

昨年度の取組は

- 1 男女共同参画の意識づくり
男女共生セミナー（映画「折り梅」上映と松井久子監督による講演会）、参画ステップアップ講座（全5回）の開催
- 2 男女がともに働きやすい環境づくり
広報紙を使いハローワーク等関連機関の紹介や就職に関する情報提供・啓発の実施
- 3 男女共同参画をすすめる社会づくり
町内各保育所で延長保育、西保育所及び高岩保育所では低年齢児保育を実施
- 4 男女共同参画によるいきいきしたまちづくり
参画ステップアップ講座等の実行委員会による「参加」から「参画」への意識啓発
- 5 男女の人権を守る体制づくり
配偶者暴力防止法改正（平成16年12月2日に施行）の啓発
児童虐待防止ネットワーク会議の設立

今年度の取組は

- 労働実態の把握及び労働関係法律等の啓発
千駄野保育所の定数を30名増及び低年齢児保育の実施
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（女性の性と生殖に関する健康と権利）の啓発
ドメスティック・バイオレンスや児童虐待防止等の啓発
- 問合せ先 広聴広報課人権担当 内線354

6月23日から29日は男女共同参画週間です
「ゆめ育て 人を育てる 共同参画」
（今年度標語）

男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」。その実現に向けて、男と女のパートナーシップについて考えてみませんか？

人権それは愛 テーマ「結婚」

〓二人のおばあちゃんの会話から〓

Aさん この間、お宅のお孫さんを久しぶりに見かけたら、すてきな女の人といっしょに歩いていただけ、結婚でもするの？

Bさん そうなのよ。実は、家を出て彼女といっしょに暮らしていたんだけど、子どもができたので結婚することになったのよ。

Aさん 相手のかたは、どこの人なの？

Bさん 学校を卒業して、一人でこつちに来たと聞いていたけど、実家は遠いのよ。わたしはお見合いでもしてもらって、結婚してほしかったんだけど…。

Aさん いいじゃない。ひ孫が抱けるじゃないの。ところで息子さん夫婦は、お孫さんの結婚についてなにが言っているの？

Bさん 当人たちが幸せなら、それでいいと言っていたわ。

Aさん 二人の言うとおりよ。おめでたいことなんだから祝ってあげなきゃ。

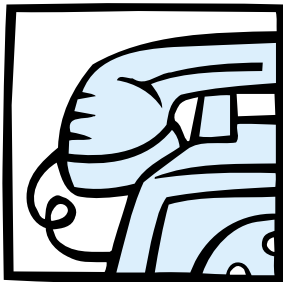
Bさん そうよね、でも世間体が…。

二人のおばあちゃんの会話ですが、皆さんはどう感じましたか？

なにげない会話ですが、この中には、結婚についての考え方にもそれぞれ違いがあることが見てとれます。

一つの結婚観にとらわれることが、新たな人権侵害につながることもあるのではないのでしょうか。

差別のない明るい社会の実現のためには、わたしたち一人ひとりが、人権問題を自分の問題としてとらえ、人権意識を高め、差別を許さない強い意志と心を持つことが重要ではないでしょうか。



衣類の クリーニングトラブル



クリーニングの利用は、日常生活に欠かせませんが、残念なことにクリーニングに関するトラブルは後を絶ちません。



相談事例



Aさんの相談

ブラウスをクリーニングに出した。受け取りに行くと、ブラウスの汚れが落ちていないので、再度洗濯を頼んだ。その後、連絡がないので問い合わせたら、ブラウスを紛失されていた。賠償してもらうことはできるのか。

Bさんの相談

セーターをクリーニングに出し、受け取った袋に入れたまま保管した。1年後に開封したら茶色いシミがついていた。クリーニングに出す前にはなかったのに、クリーニング処理が問題だと思うが店の責任を問えるか。

お答えします

SマークとLDマークを掲示している店では「クリーニング事故賠償基準」を採用し、事故に対応しています。この事故賠償基準は、業界の自主基準ですが、加盟店以外でも、この賠償基準を目安に問題解決を図るとよいでしょう。また、賠償額は、事故にあった「物品の再取得価格」を基準に、物品購入時からの経過月数に対応して定められた補償割合を乗じて算出します。

Aさんの場合

この場合は、クリーニング店に賠償責任があると考えられます。

賠償額の算出方式としては、洗濯物がドライクリーニングによって処理されたときはクリーニング料金の40倍、ランドリー（水洗い）によって処理されたときはクリーニング料金の20倍、という方式で賠償額を決めます。

Bさんの場合

クリーニングから時間が経過した場合、いつまでクリーニング店の責任を問えるかについてですが、賠償基準では、洗濯物を受け取った後6か月を経過した場合は、クリーニング業者は本基準による賠償額の支払いを免れると規定していますので、Bさんの場合は、店の責任は問えないと考えられます。

クリーニング事故を防ぐために

クリーニング店の専門技術を信頼して、デリケートな素材や高級な衣料品など、特に家庭で洗濯が困難な衣類をクリーニングに出します。それだけに、事故が発生すると深刻です。

しかし、事故の原因は、衣類のメーカーや販売店などの取り扱いに問題がある場合も少なくありません。事故賠償基準では、クリーニング業者は「他者の過失が原因」と証明したときは責任を免れると規定されています。そのため、まずクリーニングをする前に「衣類に穴があいていないか」「変色していないか」などの異常がないか、店といっしょによく確認することがたいせつです。また、受け取った後も必ず確認しましょう。そして、事故が発生した場合は、できるだけ早く店に連絡することが重要です。

問合せ先

埼玉県消費生活支援センター春日部
☎048(734)0999 午前9時30分～正午
午後1時～4時(土・日・祝日は休業)
町消費生活相談 ☎(93)7700
毎週月曜日 午前10時～正午 午後1時～3時
商工課 内線282、283



6月の 消費生活相談

相談日等 6月6日(月)、13日(月)、
20日(月)、27日(月) 午前10時～正午・
午後1時～3時(都合により相談日
が変更になることがありますので、
事前にご確認ください)

消費生活セミナー

町では、消費生活に役立つ内容をテーマとして、年4回のセミナーを開催しています。参加費は無料ですので、気軽に参加してみませんか。

テーマ 地球温暖化を防ぐ

日時 7月7日(木) 午前9時30分～11時30分

場所 はびすしらおか 会議室3・4・5

講師 消費生活コンサルタント 三村 光代 氏

問合せ先 商工課 内線282

